

## 日本人学校教育協会定款(日本側)

### 名称—所在地—目的

- 第1条 ローマ日本人会が設置したこの団体は、「日本人学校教育協会」(以下「協会」と称し、傘下にローマ日本人学校、ローマ日本語補習授業校、ローマ日本人幼稚園(以下2校1園)を置く。
- 第2条 協会の所在地は、ローマ日本人学校とする。
- 第3条 協会の目的は、傘下の2校1園の幼児・児童・生徒の教育である。

### 資金の調達

- 第4条 協会の目的を達成するため、2校1園は各自又は合同で以下の資金を調達する。
- 1) 2校1園の保護者から支払われる入学金、授業料
  - 2) 2校1園の保護者からの寄付
  - 3) 上記2)以外からの寄付
  - 4) 企業会員から支払われる入会金、会費
  - 5) 企業、その他団体からの寄付
  - 6) 日本政府補助金
  - 6) 催物の収益
- 第5条 会計年度は、4月1日から翌年3月31日とする。

### 会員

- 第6条 1) 2校1園の保護者及び教職員
- 2) 日本人学校に児童生徒を通学させている日本企業
  - 3) 日本人学校に児童生徒を通学させていないが、日本人学校の支援に賛同される企業
  - 4) 2校1園の各運営委員会が認める者

### 運営機関

- 第7条 協会は、総会、会長、学校運営理事会により運営される。

### 総会

- 第8条 総会は、全ての会員で構成され、定例総会と臨時総会に分けられる。
- 第9条 会員は、総会開催の15日以前に、議題を掲げた通知により、会長から招集される。
- 第10条 総会は、会長又は学校運営理事会の要請に基づき開催される。また、年に1回は決算、予算、指針、理事等を承認するために開催される。会の成立要件は、会員の過半数の出席が必要であり、承認は出席者の過半数を必要とする。

### 学校運営理事会

- 第13条 学校運営理事会については、学校運営理事会規則に則る。

この定款は、2015年3月3日から施行する。